

議案第28号

北上市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(北上市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 北上市国民健康保険条例（平成3年北上市条例第101号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(罰則) 第7条 法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに</u> 応じない者は、10万円以下の過料に処する。	(罰則) 第7条 法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした者は</u> 、10万円以下の過料に処する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市印鑑条例の一部改正)

第2条 北上市印鑑条例（平成3年北上市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(登録申請者の意思確認) 第4条 [略] 2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、規則で定める期限内にその回答書及び次の各号のいずれかに掲げる本人であることを証する書類を登録申請者又はその代理人に持参させることによってしなければならない。	(登録申請者の意思確認) 第4条 [略] 2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の事実について書面により郵送で照会し、規則で定める期限内にその回答書及び次の各号のいずれかに掲げる本人であることを証する書類を登録申請者又はその代理人に持参させることによってしなければならない。

(1) 運転免許証、旅券、 <u>健康保険証</u> 、年金手帳、年金証書その他官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書 (2) [略] 3 [略]	(1) 運転免許証、旅券、年金手帳、年金証書その他官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書 (2) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上市子ども等福祉医療費給付条例の一部改正)

第3条 北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成7年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) [略] <u>(10) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証、被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証をいう。</u> <u>(11) [略]</u> <u>(12) [略]</u> (受給者証の提示) 第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に <u>保険証とともに受給者証</u> を提示するものとする。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(9) [略] <u>(10) [略]</u> <u>(11) [略]</u> (受給者証の提示) 第9条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に受給者証を提示するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年9月5日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

現行の保険証が廃止されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。